令和８年度 第１回八戸市地域保健医療対策協議会（会議概要）

日　　時：令和８年８月５日（水）　午後２時

場　　所：八戸市総合保健センター３階　会議室１・２

出席委員：奥寺良之会長、岡本道孝副会長、松橋英昭委員、堀部崇委員、妻神和憲委員、
阿達昌亮委員、横山亜弓委員、工藤直美委員、松井正子委員、伊藤博章委員、
工藤真哉委員、神山智子委員、松橋祐哉委員、河原木礼子委員、古舘美喜子委員、
上村奉樹委員、立花直樹委員、川口恵理委員

事 務 局：保坂こども健康部長、工藤保健所長、岩崎理事兼保健所副所長（保健総務課長）、
佐々木保健所副所長兼衛生課長、田中舘副理事兼すくすく親子健康課長、
野田健康づくり推進課長、佐々木保健予防課長

１　開会	
司会	本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから「令和８年度第１回八戸市地域保健医療対策協議会」を開催いたします。 まず初めに、本日の出席状況につきまして、委員19名中18名の出席となっております。委員の半数以上の出席をいただいておりますので、協議会規則第４条第２項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。
２　異動委員の紹介	
司会	次に、各団体から推薦をいただいている委員のうち、御異動のありました５名の方々と、今年度より公募委員として加わっていただく１名の方を御紹介いたします。 お名前を呼ばれた方は、その場に御起立くださいますようお願いいたします。 ＜異動委員の御紹介＞ 委員の皆様の御紹介につきましては、お手元に配布しております「委員名簿」を御覧いただくこととといたしまして、割愛させていただきますので、御了承願います。 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、御着席ください。 続きまして、奥寺会長より御挨拶をお願いいたします。
３　会長あいさつ	
奥寺会長	＜御挨拶＞
４　議事	
司会	議事に入る前に、こども健康部長より事務局職員を紹介させていただきます。 ＜事務局職員の紹介＞ 次に、本日の会議の資料を確認させていただきます。 ＜資料確認＞ 当会議は、会議録の公開をすることとしており、会議録につきましては、発言者の氏名を伏せて作成し、市のホームページで公開することとしておりますので、御了承願います。 それでは、議事に入らせていただきます。 協議会規則第４条第１項の規定により、協議会の会議は、会長が議長を務めることとなっております。 奥寺会長、よろしくお願いいたします。

	(1) 令和７年度保健所事業の実績について
議長	それでは、議事に入ります。 皆様の御協力を頂きまして、円滑に議事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 はじめに議事の１番「令和７年度保健所事業の実績について」事務局から説明お願いいたします。 なお、御質問、御意見等につきましては、事務局の説明が全て終了した後に受けることといたします。
事務局	令和７年度保健所事業の実績について、お手元の「保健所業務概要 令和８年度版」により御説明いたします。なお、恐縮でございますが、こちらの説明を含めまして、説明は全員着座での説明とさせていただきます。 それでは、私から保健総務課の所管業務の実績につきまして御説明申し上げます。 まず、はじめに業務概要の 25 ページをお開きください。 「１．医事関係」の「(1)医療監視の状況」でございますが、医療監視は、医療法等に基づき、市内の病院、診療所、助産所、施術所等に対して立入検査を行い、市民への良質かつ適切な医療の提供に資することを目的として実施するものでございます。 令和７年度の立入検査の実績は、御覧のとおりでございますが、実施の頻度は、原則として病院は年１回、有床診療所は３年に１回、無床診療所、歯科診療所は５年に１回、助産所、施術所、歯科技工所は 10 年に１回程度としているため、実施率が異なっております。 定期的な立入検査のほか、法令違反等が疑われる場合は、必要に応じて、臨時の立入検査なども実施しております。昨年度、度々報道がございましたが、みちのく記念病院への対応においては、市と県が合同で立入検査を行った上で、行政処分の権限を有する県が改善措置命令を行ったものでございます。 なお、本年３月 31 日現在の医療施設等数は、下の表のとおりでございます。 続きまして、26 ページをお開きください。 「２．薬事関係」の「(1)薬事監視等の状況」でございますが、薬事監視等は、関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業者等に対して立入検査を行い、市民の保健衛生の向上に資することを目的として３年に１回実施するものでございます。 令和７年度の立入検査の実績は、表のとおりで、概ね 30～40%の実施率となっております。 なお、本年３月 31 日現在の薬務関係施設数は、下の表のとおりでございます。 次に 27 ページを御覧ください。 「医療安全支援センターの運営」の「(1)八戸市医療安全支援センター」でございますが、患者等からの医療相談等への対応や、患者等又は医療提供施設に対する助言及び情報提供等を行っております。 令和７年度の医療相談等の実績は、260 件で、内訳では、医療機関等の紹介・案内が 112 件と、全体の約 43%を占めております。 28 ページをお開きください。 「統計報告・調査」でございますが、令和７年度は、表に掲載したとおりの統計調査を実施いたしました。このうち表の２段目、国民生活基礎調査は、３年ごとの大規模調査の実施年に当たり、世帯状況、所得の状況等の調査結果が先月厚生労働省より公表されたところであります。 こちらでは、高齢化率の上昇や１人世帯の増加などが報告されております。

	続きまして 29 ページ下段(2)に記載しております医療従事者数について御説明いたします。こちらは、２年ごとに実施している調査結果が昨年 12 月に公表されたもので、現時点での最新の数値となっております。 人口 10 万人当たりの人数で比較いたしますと、医師・歯科医師・薬剤師いずれの職種も全国平均より少ない状況でございますが、県平均は上回っている状況となっております。 30 ページをお開きください。 「地域医療の推進」の「１．医療体制の確保」についてですが、「(1)一次救急医療体制」として「①八戸市休日夜間急病診療所」は、休日または夜間における急病患者の医療の確保を図るため、市が診療所を開設し、八戸市医師会を指定管理者として運営しております。 令和７年度の利用患者数は、12,849 人で、前年度から 201 人減少しております。利用者の年齢内訳では、０～５歳が 19.9%、次いで 10～19 歳が 20.5%を占めております。 「②八戸市休日歯科診療所」は、休日における歯科急病患者に対し応急的な診療を行うため、市が歯科診療所を開設し、診療は八戸歯科医師会へ委託しております。 利用患者数は 1,020 人で、令和２年６月の開設以降、最も多くなっております。 31 ページを御覧ください。 「(2)二次救急医療体制」につきましては、休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制を実施しているものでございます。当番日１日当たりの平均取扱患者数の合計は、概ね 20 人前半で推移しております。 32 ページをお開きください。 「(3)三次救急医療体制」につきましては、八戸市民病院内に 24 時間体制の救命救急センターを設置し、その運営費を負担しているものです。 令和７年度の利用者数は、18,347 人で、前年度から 615 人増加、１日当たり取扱い患者数は 50.3 人で、1.7 人の増加となっております。 33 ページにわたりまして、「(4)連携中枢都市圏事業」の「①医師派遣事業」は、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の規定に基づき、三戸中央病院、五戸総合病院、南部町医療センター、おいらせ病院を対象に、八戸市民病院から医師を派遣しているものでございます。 令和７年度は、五戸総合病院、南部町医療センターの派遣概要が変更となっており、派遣回数は、いずれの病院も前年度から減少しております。 「②ドクターカー運行事業」は、連携中枢都市圏の圏域内を運行区域とする八戸市民病院が導入しているドクターカーの運行経費を負担しているものでございます。 令和７年度の件数は 1,567 件で、前年度より 188 件増加しております。 34 ページをお開きください。 「２.献血推進事業」につきましては、青森県の赤十字血液センターに協力しまして、市内での献血バスの運行や、各事業所、学校、各種団体などでの献血を実施するほか、各事業所へのチラシ・ポスターの配布など、献血思想の普及に努めております。 確保目標に対する達成率は、減少傾向にあるものの、100%を超える状況を維持しております。 「３．ＡＥＤ普及啓発事業」につきましては、市内においてＡＥＤが設置されている事業所・公共施設等をホームページ等で広く周知するほか、ＡＥＤ本体及び講習用

	機器の貸出、救命講習会の開催等を通じて、ＡＥＤの普及啓発を図るものでございます。 救命講習会は、夏休み・冬休みに小学生以上の子どもとその保護者を対象に開催しており、計 103 人の方に参加していただきました。 35 ページを御覧ください。 「４.医療従事者の確保」の「(1)医師確保対策事業」は、青森県国民健康保険団体連合会が実施している弘前大学医学生に対する修学資金貸与事業への負担金を支出しているものです。 「(2)看護師等修学資金貸与事業」は、市内の養成施設の在学者に修学資金を貸与することで、市内の医療施設等における助産師、看護師、准看護師の確保を図るものです。令和７年度の新規貸与者は７名で、前年度から１名減少しております。 保健総務課分の説明は以上でございます。
事務局	私からは、健康づくり推進課の令和７年度事業実績について、御説明いたします。 お手元の保健所業務概要 36 ページをお開きください。 早世の減少と健康寿命の延伸を目標とした「第三次八戸市健康増進計画」に基づき、特別講演や各種事業の実施、様々な媒体を通して健康づくりのための普及啓発を行っており、八戸市健康福祉審議会　健康・保健専門分科会で進捗管理をしながら計画を推進しております。 続きまして、健康教育では「市民健康づくり講座」や各地区での健康教室に加え、事業所を対象とした「働く人の健康応援講座」や「八戸ぐれっと健康チャレンジ」など、働く世代に向けた事業も展開しております。予約不要の市民健康づくり講座は、９回の実施で参加者数が 1,212 人まで増えており、今後は、働く世代対象の事業についても増加するよう努めて参ります。 次に、39 ページをお開きください。 健康相談では、保健師、管理栄養士等の専門職が、保健センターへの来所や電話、各地区の公民館などで個別相談を行っており、特に、各地区での健康相談の回数や相談者数は増加傾向となっております。 40～48 ページの健康診査は、当課で実施している生活保護受給者など、医療保険未加入者に対する健康診査や保健指導と、各種がん検診などの受診実績を掲載しております。 国の指針による５つのがん検診の受診率につきましては、46 ページ上段にまとめておりますのでお開き願います。市のがん検診の受診率は、国より高く県より低い状態となっており、全体として年度ごとに減少傾向の中、乳がん検診のみが 18.3%まで上昇しています。 なお、このがん検診受診率は、国の指針により、分母を、がん検診の対象年齢にあたる全市民の人数、分子を、主に国保の検診受診者の人数で算出しており、市では、加入者が多い社会保険等の検診受診者数は把握できないため、受診率は低くなりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。 47 ページの歯周病検診は、令和６年度から対象者に 20 歳、30 歳を加えたことにより受診者数は 2,000 人を超えましたが、若い世代の受診者数が少なく、受診率は緩やかな減少傾向となっております。 次に、48 ページをお開き願います。 がん患者医療用補整具購入費助成事業は、がん治療による体の見た目の変化をカバーするウィッグや胸部補整具などの医療用補整具の購入費用の一部を助成するもので、令和７年度は 115 人の申請があり、あわせて県の助成事業も開始されました

	ので、これを活用して必要な方々へ助成することができております。 次に、専門職による訪問指導についてですが、国保の健診結果による訪問対象者の範囲を令和６年度に変更したことに伴って、訪問総数が年々増加し、令和７年度は3,000人を越えております。 50ページの健康はちのへ21ポイントアプリ事業は、市民の皆様が、より楽しく健康づくりに取り組めるよう、歩くことでポイントを獲得し、地場産品などが当たる懸賞に応募できる健康アプリ「健はちプラス＋」を運用しており、令和５年３月から令和８年３月末日までのダウンロード数は 6,243 件で、今年度は、利用者のさらなる増加を目指し、アプリの改修を予定しております。 組織活動の育成及び支援としては、地域の健康づくりの担い手である保健推進員や食生活改善推進員の活動や協議会への支援などの実績について、51～55 ページまで掲載しております。このうち、令和７年度は保健推進員のアイディアで「八戸市版血圧手帳」を考案いたしました。 最後に、57ページからは成人の栄養改善事業について掲載しております。 管理栄養士が、１回 100 食以上または１日 250 食以上の食事を提供する特定給食施設等を訪問して行う栄養管理指導や、給食担当職員を対象とした研修、また、食品表示の指導・相談などを例年通り実施しておりますので、実績については、のちほど御確認ください。 以上で説明を終わります。
事務局	続きまして、すくすく親子健康課の事業実績について御説明いたします。 資料59ページから81ページにわたり、母子保健事業として、40余りの事業を実施しておりますが、主な事業について御報告させていただきます。 まずは59ページを御覧ください。 令和６年４月に、「八戸市こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健・児童福祉がより連携を深め、虐待への予防的な支援から、子育て困難を抱える家庭まで、一体的な相談支援を行い、２年が経過しております。 当課は母子保健機能を担っており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、妊産婦の支援プランの策定や、「はちまむ相談」として、妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みを解消できるように、保健師・助産師・栄養士等が支援しております。令和７年度の実績は、支援プランの策定は6,325件、はちまむ相談は668件となっております。 60ページを御覧ください。 (2)産前産後サポート事業として、妊娠８か月頃の妊婦への電話支援や妊産婦交流会（はちまむサロン）を実施しております。令和７年度の実績として、妊産婦交流会へ93組179人が参加しました。 61ページを御覧ください。 (3) 産後ケア事業ですが、市内の助産院と医療機関３か所、計４か所に委託し、通所型と宿泊型を実施しております。利用実績は右肩上がりとなっており、令和７年度は157人、延べ405回と、前年度の３倍近くまで増加しました。 核家族化や出産年齢の高齢化、支援者が日中不在など、出産前後の急激な変化にストレスを抱える母親も多く、産後の母体回復に時間がかかる方も増えている現状等もございます。今年度も多くの産婦に利用いただいており、産後ケアの制度が浸透してきていることを実感しており、今後も普及啓発に努めてまいります。 次に(4)のはちまむ応援金、国の妊婦支援給付金ですが、こちらは、妊娠期から出

	産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減する制度でございます。 妊娠期、子育て期にそれぞれ５万円、計 10 万円を給付しており、令和 7 年度実績は 2,176 件となっております。 62 ページ、63 ページを御覧ください。 健康教育事業として、両親学級、すくすく離乳食教室の定期開催、また、子育てサロンや、小中学校等からの依頼による、子育て出前講座を実施しております。 また、63 ページにありますように、公衆衛生に関する医療職の学生実習の受け入れも行っており、母子保健に関する知識の普及啓発を図っております。 64 ページを御覧ください。 健康相談事業についてですが、令和７年度の妊娠届出数は 1,047 件であり、母子健康手帳交付時にマタニティ健康相談を実施しております。 65 ページから 66 ページは、乳幼児の発育・発達に関する、月齢に応じた相談となっております。実績について、赤ちゃん・よちよち健康相談は延べ 323 人、２～３歳児発達相談は延べ 137 人、３～５歳児発達相談は延べ 182 人の相談者がありました。 乳幼児の保護者の育児不安の解消と、発育・発達に応じた適切な対応ができるように支援を行っております。 68 ページからは健康診査についての実績です。 (1)妊婦委託健康診査は、妊娠中に 14 回分の受診券を交付しており、多胎児については 21 回分の交付をしております。 (2)妊婦歯科健康診査は、妊娠中に１回、口腔内の診察、保健指導をするものです。 69 ページに参りまして、(3)産婦健康診査は、産後のうつ予防や新生児の虐待予防を図るために、２回分の受診券を交付しており、高い受診率となっております。 (4)新生児聴覚検査は、新生児期の聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために実施しており、ほぼ 100％の受診率となっております。 70 ページを御覧ください。 (5)乳児一般健康診査は、医療機関に委託し、個別健診として実施しております。 令和５年度から４回分の受診券を交付しており、各月齢に応じた健診が受けられるようになっております。 (6)乳児股関節脱臼検診は、八戸市総合健診センターに委託して実施しております。令和６年度からは超音波検査により実施しており、また、今年度からは、より早期発見に努めるため、生後 60 日から対象として実施しております。 71 ページを御覧ください。 (7)１歳６か月児健康診査、(8)３歳児健康診査はこちらの保健センターで、医師会、歯科医師会の御協力により集団健診で実施しております。 これらの乳幼児の健康診査につきましては、未受診者への電話や文書による受診勧奨、家庭訪問を実施するなどして、こどもの発育や発達状況、保護者の育児不安や養育状況等の確認を行っております。妊産婦や乳幼児の健康の保持促進、子育て支援、虐待の早期発見、予防に努めております。 72 ページを御覧ください。 (9)１歳６か月児及び３歳児の精神発達精密健康診査について、こちらは１歳６か月児健診及び３歳児健診において、精神発達面の精密健診が必要と認められた幼児について、発達検査を実施し、保護者への助言を行うとともに、必要に応じて保健師が療育意見書を作成し、障害児通所支援サービスの利用へとつないでおります。 幼児の発達に関しては保護者からの相談も増加しており、発達に課題のある子ど

	もの特性を早期に発見し、適切な支援につなげるため、今年度から５歳児健診のモデル事業に着手しておりますので、後ほどご説明いたします。 73 ページを御覧ください。 家庭訪問に関する事業ですが、当課では、生後４か月までの全乳児の訪問を目指しており、(2)の乳児家庭全戸訪問事業の令和７年度実績は、99.5%でした。 74 ページを御覧ください。 国の医療制度である、(2)未熟児養育医療給付の令和７年度実績は 46 人、117 件でした。 75 ページを御覧ください。 (3)妊産婦アクセス支援事業は、医学的なハイリスク妊産婦が妊婦健診や分娩、NICU に入院している子どもの面会のため、県内外の周産期母子医療センター等に、通わなければならない妊産婦の交通費や宿泊費の助成を行い、経済的に負担軽減を図る事業でございます。 (4)は不育症検査費用助成事業です。 流産、死産を繰り返す方のために、先進医療である不育症検査の費用を助成する事業です。令和６年度まで実績がゼロでしたが、昨年度は市内の病院が国の先進医療に取り組む医療機関として認定され、５件に助成いたしました。 76 ページ、77 ページに参りまして、(5)不妊専門相談センター事業は、専門医による不妊や不育症に関する相談を毎月予約制で実施しております。 (6)性と健康の相談センター事業では、男女問わず妊娠や性の悩みに関し、助産師や保健師が相談支援を行うほか、「プレコンセプションケア講演会」を開催し、普及啓発に努めております。 78 ページを御覧ください。 (8)八戸版ネウボラ推進事業は、令和２年８月の保健センターを供用開始するにあたり、母子保健の当課、児童福祉のこども家庭相談室、教育委員会のこども支援センターの３部署が、子育てや家庭に関する相談等をワンストップで対応するものです。 情報共有や意見交換を実施し、連携して支援を行っております。年々対応件数は増加しており、令和７年度は 280 件でした。 80 ページ、81 ページを御覧ください。 国の医療費制度である小児慢性特定疾病事業でございますが、現在 801 疾病が助成の対象となっており、令和８年３月末現在で、医療費助成の受給者は 182 人でございました。長期にわたり療養を必要する子どもやその家族の支援のため、自立支援事業も実施しており、個別相談対応のほか、講演会や交流会を開催しております。 また、５．小児慢性特定疾病通院費助成事業は令和６年 10 月から実施しておりますが、小児慢性特定疾病の児童は専門的な治療や検査のため、遠方の医療機関を受診することが多いことから、市独自の事業として通院する際の交通費の助成を行っております。令和７年度の助成実績は 133 件でございました。 すくすく親子健康課の説明は以上でございます。
事務局	保健予防課の業務について御説明いたします。 当課の事業は 82 ページから 108 ページにかけて掲載しておりますが、感染症対策や予防接種、精神保健福祉の業務を行っておりまして、その主な事業の実績について御説明いたします。 まず、82 ページから 83 ページにかけては、健康危機管理関係について記載しております。83 ページを御覧ください。 「４．次なる感染症の発生及びまん延への備え」については、八戸市感染症予防計

	画に基づき、保健所職員を対象として実践的な訓練を含む研修会を開催し、感染症対策の充実を図りました。また、県、青森市、八戸市の３者で IHEAT 研修会を共同開催し、保健所体制の強化を図り、昨年度は八戸市で研修会を開催したところです。 次に、84 ページから 92 ページにかけて予防接種事業について掲載しております。 88 ページをお開きください。 ヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がん予防ワクチンについて、令和３年度までの積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方に対し、令和４年度から６年度まで「キャッチアップ接種」を行いましたが、規定回数の接種を完了できなかった方等を対象に、令和７年度の１年間、引き続き公費で接種できるよう経過措置を設けております。 91 ページをお開きください。下の表の右枠に、これまでの累計の接種率を掲載しておりますが、規定の３回接種を完了した方は 44.3%、少なくとも１回接種した方は 61.6%となっております。 続きまして 93 ページをお開きください。 感染症予防事業についてですが、エイズ予防事業として、HIV 検査と性感染症検査を毎月２回、匿名・無料で実施しております。令和７年度の検査件数は 123 件で、検査試薬の出荷制限の影響があった令和６年度より、増加しております。 次に、エイズ予防普及啓発活動として、平日に検査を受けられない方のために、６月１日と 11 月 30 日の日曜日に「HIV 特設検査」を実施し、エイズ検査の利用機会の拡大に努めました。 また、12 月１日の「世界エイズデー」に合わせて、市総合保健センターにて「ポスター掲示」や「レッドリボンツリーの設置」、「赤色ライトアップ」等を行い、エイズの正しい知識の普及や偏見の解消を図るためのキャンペーンを実施いたしました。 97 ページをお開きください。 結核予防事業ですが、令和７年 12 月 31 日時点における当市の結核の全登録者は 23 人と、前年と比較して増加しており、年齢階級別に見ますと、70 歳以上が 12 名と、一番多くなっております。 結核患者は、長期の服薬が必要なため、飲み忘れが起きやすい等の問題が生じやすいことから、厚生労働省が推進する「直接服薬確認療法」に基づき、関係機関と連携して、家庭訪問等を実施し、確実な服薬指導に取り組んでおります。 102 ページをお開きください。 精神保健福祉関係事業ですが、精神保健福祉法に基づき、通報や精神科入院届出等の受理・進達の他、精神保健福祉相談を実施しております。 精神保健福祉相談は、医師会より精神科医を派遣していただき、毎月１回実施しており、相談者本人や家族に対して助言指導をいただいております。 精神科医師による定期相談のほか、精神保健福祉士や保健師による随時相談も合わせると当課に寄せられる相談件数は年間 1,612 件と増加しており、相談の目的別件数は、本人や家族からの「受診・入院」に関するものが最多となっております。 103 ページを御覧ください。 ひきこもり関係事業ですが、ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発のための講演会の実施や、関係機関の連携の強化を図るための会議の開催をしております。昨年度の講演会は、都合により急遽中止となってしまいましたが、講演会終了後に予定していた家族交流会については、試験的に初めて開催しましたが、予定どおり実施し、５名が参加いたしました。

	また、会議については、名称の変更と参集機関の追加等見直しを行ったこともあり、医療機関を含め、各機関の取組状況の共有につながりました。 104 ページを御覧ください。 自殺対策推進事業ですが、令和７年３月に策定された「第２期いのち支える八戸市自殺対策計画」に基づき、庁内各課で実施する関連事業の進捗状況を確認しながら、全庁あげて自殺対策を進めているところです。 なかでも、ゲートキーパー研修の一環として「子どもの自殺予防研修会」を、初めて市保健所と市教育委員会の共催で企画し、教職員や医療関係者 108 名の参加をいただいくなど、関心の高さを感じたところです。 106 ページをお開きください。 難病関係事業ですが、難病法の趣旨を踏まえ、難病に関する正しい知識の普及を図るための講演会のほか、個別相談、難病患者を支援する関係機関の職員との連絡会を開催しております。 そのうち、難病患者やその家族からの日常生活や療養に関する相談については、所内相談延べ 20 件、電話相談延べ 202 件、家庭訪問は延べ 79 件という状況でした。 108 ページをお開きください。 健康被害関係ですが、「八戸市公害健康被害者の救済に関する条例」に基づき、大気汚染の影響によると認められる公害健康被害者に対し、認定審査会を実施し、補償給付を行っており、令和６年度は４人の方に医療費の支給をしております。 保健予防課の事業の説明は以上です。
事務局	続きまして、衛生課所管業務の実績について、御説明いたします。 109 ページからとなります。 まず、「１．食品衛生関係」ですが、令和３年の食品衛生法改正以前、いわゆる旧法による営業許可を受けた 1,182 施設に、延べ 290 件の監視指導を行い、110 ページに参りますが、法改正以降の新法による営業許可を受けた 3,154 施設に、延べ 1,499 件の監視指導を行いました。 これにより、令和７年度は、新旧合わせて 4,336 施設に対し、延べ 1,789 件の監視指導を行ったところであります。 なお、新たな営業許可施設は 680 件となっております。 111 ページ、「(3)営業届出を要する業種・施設・監視等の状況」ですが、給食施設等の許可を要しない施設 2,235 施設に、延べ 387 件の監視指導を行いました。 112 ページ、「(4)食品の収去検査実施状況」ですが、不良食品の排除、適正表示の徹底のため、製造所の監視指導のほか、92 検体の食品収去検査を実施しましたが、不良となったものはありませんでした。 113 ページ、「(5)不良食品等の発見及び措置状況」ですが、当課の監視や消費者からの情報提供等により、39 件の不良食品が発見され、製造者に対し改善指導を行いました。 114 ページ、「(7)食中毒発生状況」ですが、市内飲食店において１件の食中毒が発生し、原因施設に対して行政処分を行いました。 115 ページ、「２．化製場等関係」ですが、設置状況等については、変更ございませんでした。 116 ページ、「３.生活衛生関係」ですが、理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場等の各営業施設に対し、営業前の確認検査、許可に関する事務、及び定期的な監視・指導を実施しました。 この他、「４．専用水道、簡易専用水道」、「５．特定建築物」、「６．その他の施設」、

	「７．温泉利用」についてですが、これらの新規届・変更・廃止等の受付及び必要な監視指導を実施しました。 「８.家庭用品関係」では、家庭用品による健康被害防止のため、16 件の繊維製品等を購入し、ホルムアルデヒドについて検査したところ、基準値を超えるものはございませんでした。 118 ページを御覧ください。 ここから「動物愛護関係事業」について、御説明いたします。 「１.飼い犬の登録、狂犬病予防関係」ですが、犬の登録状況は 8,917 頭、狂犬病予防注射頭数は 7,520 頭、接種率は 84.3%となっております。 119 ページ、「(3)接種率向上の取組」のため、未接種者への催告通知のほか、飼い犬飼育指導員による電話指導を実施しました。 120 ページ、「２.動物愛護管理関係」ですが、「(1)捕獲・引取り・収容状況」について、犬につきましては、成犬・子犬合わせて、捕獲 18 頭、引き取り 19 頭、処分状況は、返還 24 頭、譲渡２頭、殺処分 10 頭でした。 猫につきましては、成猫・子猫合わせて、引き取り 37 頭、負傷収容 24 頭、処分状況は、返還０頭、譲渡 13 頭、殺処分 48 頭でした。 121 ページ、「(2)苦情・相談等処理状況」ですが、犬についての苦情等は 111 件、猫については 113 件でしたが、適正飼育の指導を行いました。 「(3)咬傷事故」は 12 件発生し、飼い主への再発防止指導を行いました。 引き続き、動物愛護管理に関する各課題に関係機関等と連携しながら適切に対応して参ります。 以上で説明を終わります。
議長	これまでの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。
委員	102 ページの「３．精神保健福祉相談」の「随時相談」について、かなりの相談件数があるようですが、こちらの内訳で、訪問・来所・電話以外の「その他」の数が多くなっていますが、これは具体的にどういう方法での相談なのでしょうか。
事務局	こちらの実績の表の下のところに※印で掲載しておりますが、こちらは相談といいますか、ケア会議や連絡調整という内容の件数ですので「その他」という形で掲載しておりました。
委員	ありがとうございます。 もう一点、定期相談について、こちらは精神科医師が相談を受けるという非常にいい機会だと思います。 私ども県型保健所でも行っていますが、計画してもなかなか実際の相談まで繋がるケースが少なく、いろいろ苦労しております。八戸市の場合も、過去３年間の実績を見ると回数や件数が減ってきているようです。 せっかく精神科医師がいらっしゃるのに、この機会をうまく活用できないことに私どもも非常に悩んでおりますが、市ではどのように捉えていらっしゃいますか。 何かいい方法やお考えはありますでしょうか。
事務局	定期相談については、事前の電話予約の段階で、精神保健福祉士等がお話を伺う中で、受診に繋がるとか、ある意味そこで解決し、医師への相談前に済むケースというのも実はあります。 せっかく毎月開催しているので周知はしていきたいですが、医師に対応していただく必要性を含めて検討いたしますと、結構件数が限られてくる部分も正直ありますので、こちらも整理しながら進めている状況でございます。

委員	病院受診とは必ずしもイコールではありませんが、精神科医師にいざかかろうとなると非常に混んでいて、何ヶ月も待たないといけないという状況もありますから、こういう機会をうまく活用して、少しでも悩んでいる人の役に立つことができればと思っておりましたので質問いたしました。ありがとうございました。
議長	その他ございませんでしょうか。
委員	保健所業務概要の数値の確認です。48 ページ、中学生ピロリ菌検査の令和５年度の要二次検査判定 74 人に対して二次検査の陰性人数 428 人は多すぎるので、これは間違いではないでしょうか？
事務局	こちらの数値については確認させていただきます。 【428 人から 28 人へ訂正（後掲）】
議長	その他、なにかございませんでしょうか
委員	27 ページの医療相談等について、医療行為や医療内容、コミュニケーションのあたりで年間 80 件余り御相談を受けられていて、おそらく１人１人に時間を割いて丁寧に対応されていることと思います。本当に感謝申し上げます。 こちらは、相談を聞き取った後、おそらく具体的にどこの医療施設とお分かりになるのでしょうが、その結果を当該施設へフィードバックしているのか、どういう対応をとられているのか、よろしければ教えていただきたいです。
事務局	おっしゃる通り、ケースによっては 20 分 30 分またはそれ以上と、苦情といいますか御不満をお話しされる方もいらっしゃいます。 ただし、そういうケースの相談は、双方のお話を聞いてみないと分からない部分が多いので、フィードバックまでは至らないケースが多いと思っております。 医療安全支援センターは、医療施設と相手の間に入って解決するという目的のものではないので、具体的な問題がある場合は、法律相談の御案内をすることもありますが、大概の場合は、こちらにお話することで気が済むというケースも多いように見受けております。以上でございます。
委員	相談の中にはクレーマー的なものもあるかもしれませんが、裁判沙汰になるとかそういうケースはないのでしょうか。
事務局	相談の中には、医療ミスを主張される方もいらっしゃいますが、医療ミスかどうかはもちろん行政が判断できることではなく、やはり裁判、司法の場での判断になると思いますので、もしもそこまでのお考えなのであれば、弁護士に相談していただくことになると助言をすることもございます。
委員	県医師会にも弁護士がおりますが、訴訟は年に１例あるかないかです。 そういった相談はやはり弁護士にコンタクトした方が後々問題なく解決しますので、そちらはよろしくお願いします。
	(2) 事務局から報告及び周知事項について
議長	その他、何かございますか。 続きまして、議事の２番「事務局から報告及び周知事項について」、事務局各課から説明願います。 なお、御質問、御意見等につきましては、課ごとに説明が終了した後に受けることといたします。
事務局	それでは、資料１「八戸市休日夜間急病診療所のインフルエンザ流行時の対応について」御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。 先ほどの保健所業務概要では、令和７年度１年間の八戸市休日夜間急病診療所利用患者数は減少した旨の御説明いたしましたが、一時的に受診者が急増する事態が発生しましたので、御報告いたします。

	１．令和７年流行時の概況ですが、過去 10 年の青森県内の流行のピークが 12 月以降であるのに対し、昨年は 11 月はじめから患者数が増加いたしました。 三戸保健所・八戸市保健所管内では、11 月 13 日に注意報が、11 月 28 日に警報が、それぞれ発令されております。 このことにより、市民の皆様から、休日夜間診療所の発熱外来に何回電話してもつながらない等の苦情を何件かいただく事態となってしまいました。 ２．は、受診者の状況をまとめたものでございます。 過去のインフルエンザ流行時、受診する方が一時的に増加しても、電話回線がパンクするような事態は発生しておりませんでした。 なぜこのような状況となったのが、前年の流行時のピーク時と比較したところ、総受診者数、発熱患者数に大きな差はありませんが、発熱患者数、インフルエンザ陽性者に占める子どもの割合が前年を大きく上回っていることが分かりました。 大人の場合、一晩様子をみて、休み明けにかかりつけのクリニックを受診することもあろうかと思いますが、お子さんの場合ですと、至急受診したい保護者の方々が頻繁に電話を掛けた結果、回線がつながりにくい状況となったものと考えております。 これらのことから、急遽対策を講じた内容を、３．にまとめております。 まず、診療所の体制強化として、指定管理者である八戸市医師会の皆様と協議し、12 月第１・２日曜日、年末年始に医師１名を増員していただきました。 また、診療所の電話回線を４回線から６回線に増設いたしました。 次に、子どもの患者数が多いことから、集団感染防止のため、市内幼稚園・保育施設、小中学校への注意喚起に加え、生活の場である高齢者施設、障害者施設、介護施設に対しても、感染防止対策推進依頼の文書を発出いたしました。 さらに、市民の皆様への情報発信として、市の HP や SNS を通じて、感染防止と医療機関の適正な受診についての周知を行うとともに、市内の医療機関が休診となる年末年始の前に再度、報道機関を通じて、受診に関する注意喚起を行っております。 ４．今後に向けてでございます。 昨年の患者数急増の振り返りを今後の診療所運営に活かしてまいりたいと考えており、市内医療機関が休診し、受診者の増加が懸念されるお盆期間中は、医師会と協議し、内科・小児の日中の診察を実施することとしております。 また、八戸地域の一次救急医療体制の確保にあたっては、医師会をはじめ、歯科医師会、薬剤師会の皆様にも、様々な場面で臨機応変な対応をしていただいておりますが、引き続き、連携に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
委員	昨年は青森市も含め県内で、発熱外来がパンクしそうな状況になったという話はお聞きしております。 有症状ですと、どうしても病院に行くことを優先してしまう傾向がありますが、流行期は結果的に受診できたとしても相当な時間待つことも予想されますので、解熱剤で対応できる方は、まずは薬局に相談していただくような仕組みを検討していただければ、医療機関の負担も少し減るかと思います。 実際、解熱剤や検査キットは薬局で売っておりますので、八戸市内の夜間輪番や休日でも開いている薬局でいろいろ購入したり対応したりできることも御案内いただければいいかなと思います。以上です。
委員	あとは＃8000（青森県こども医療でんわ相談）にお電話していただければ、受診の相談に応じていただけると思います。 休日夜間急病診療所としても、職員の時間外の問題とか様々ございますので、やは

	りある程度、診療可能人数は制限しなければならず、そうするとどうしても苦情は出てきてしまいます。 ただし、医師会としても限界値までやっておりますので、そこは何とか皆さんに御理解していただくしかないと思っております 先ほど○○委員からありましたように、薬局で解熱剤等を調達していただければ非常に助かりますね。 県のこどもオンライン診療なんかもありますが、それよりは１日待って、翌日、小児科でしっかり診ていただくのがよろしいかと思いますので、御協力お願いいたします。
議長	その他、何かございませんか。続きまして、資料２の説明をお願いします。
事務局	私からは、資料２「健康づくりチャレンジ事業」について、３月に開催された当協議会でお伝えした事業に加え、新規事業がございますので、改めて御説明いたします。 八戸市では、全国と比較して心疾患や脳血管疾患による死亡割合が高く、脳血管疾患については青森市や弘前市を上回っていることから、循環器疾患の予防対策を強化しております。 その取組の一環として、主に高血圧予防となる血圧測定を習慣化するため、それぞれのライフステージや生活環境に応じた４つの「健康づくりチャレンジ事業」を展開し、市民の健康づくりの実践を支援することで、健康寿命の延伸を目指すものでございます。 「１．八戸ぐれっと健康チャレンジ」は、令和７年度から実施している事業で、市内の事業所に出向き、保健師による講話やゴールイベント等を行いながら、従業員が血圧・体重を 90 日間測定し、生活習慣の改善を支援する事業で、今年度は３カ所から６カ所へと拡充いたします。 「２．60 代から始める健活チャレンジ」は、仕事や子育てなどライフステージが変化する 60 代を対象に、専門職による講話や実技、グループワークによる仲間づくりを保健センターで全４回にわたり実施しながら、約５か月間の体重・血圧測定や、自分で設定した運動・食生活の目標に取り組むことにより、健康づくりの継続を支援する令和８年度の新規事業となります。 「３．健康づくり実践講座」は、市内８カ所の公民館等に専門職が出向き、第三次八戸市健康増進計画で提案している「市民の健康チャレンジ８」をテーマとした栄養の講話や運動の実技に、個別相談を組み合わせて実施することで、自ら健康づくりに取り組むきっかけをつくり、生活習慣の改善を促す新規事業となっております。 「４．八戸市血圧測定キャンペーン」は、令和７年度に保健推進員が考案した「八戸市版血圧手帳」を活用し、血圧測定を 62 日間測定できた方へ BOX ティッシュ１箱を進呈し、市の健康課題を周知するとともに、血圧測定の習慣化と循環器疾患予防への意識向上へとつなげていくための事業を６月から来年の２月まで実施しております。 各事業の詳細については、後ほど、添付のチラシや市のホームページで御確認ください。なお、今回は、カラー版の「八戸市版血圧手帳」をお配りしておりますが、市内ではモノクロの手帳を配布しております。 事業を実施するにあたり、八戸市総合健診センター様には企業健診への郵便物、商工会議所様には「商工ニュース」にチラシを同封し、多くの事業所様をはじめ市民の皆様へ周知させていただいております。 また、血圧測定キャンペーンについては、八戸市医師会様を通じて各医療機関へ周

	知いただいたほか、青森県薬剤師会や八戸薬剤師会様には、薬局に設置されている血圧計の利用について御配慮いただいております。 　市民の健康づくりの推進は、関係機関の皆様の御協力のもと成り立っており、この場をお借りして心より感謝申し上げます。 　現在、まだ定員に余裕があり、特に「60 代から始める健活チャレンジ」は申込期間を８月 17 日（月）まで延長いたしました。 　今後も、各事業の周知を継続して実施して参りますので、引き続き、御協力を賜りますようお願いいたします。
議長	ただいまの説明について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。
委員	血圧測定キャンペーン、非常にいいと思いますが、高血圧患者ではない個人の方で血圧計を持っている方というのはあまりいないのではないでしょうか。 　知らないうちに血圧が高くなる方がたくさんいらっしゃるので、高血圧でない方も普段から血圧を測ることができればより理想的かと思いますが、病院等で毎日測るわけにもいかないでしょうから、どうせなら市で全世帯に配布してはどうですかね。これはオーバーな話かもしれませんが、そのくらい徹底してやらないと、健康の増進にはつながらないような気もしますが、いかがでしょうか。
事務局	血圧計について、かなり家庭にも普及してきてはいると思いますが、お持ちでない方のことも考えまして、薬剤師会様に、薬局にある血圧計を使うことの御承諾をいただいておりますので、そちらを利用していただければと思っております。
委員	市民の方には、ここに行けば血圧計がある、ということも周知していただくとよりいいのではないでしょうか。よろしくお願いします。
委員	現在、八戸市内のほぼ全ての薬局で血圧計を設置していると思います。 　全てチェックした訳ではないですが、ほぼ血圧計はありますし、基本的に処方箋がなくても寄っていただいて測定することに関しても問題ないと思いますので、是非御活用いただければと思います。
議長	他に御質問無いようでしたら、次の説明をお願いします。
事務局	資料３の５歳児健康診査モデル事業について御説明いたします。 　「１．事業の目的」ですが、５歳児健康診査は、発達に課題のある子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援につなげ、生活習慣や育児に関する指導を通じて、幼児の健康の保持増進を図ることを目的としております。 　当市では、令和 10 年度からすべての５歳児を対象に実施できるよう、令和８年度は市内の幼児教育保育施設の協力を得て、モデル事業を実施し、効果的な５歳児健康診査の実施体制について検証しております。 　「２．事業内容」ですが、対象者は、市に住民票のあるモデル園に在籍する、令和３年４月２日から令和４年４月１日生まれの今年度５歳になる幼児を対象としております。 　モデル園は、資料に記載してあります、５か所に協力いただいております。 　実施方法は、二段階法方式で実施いたします。別紙、５歳児健診モデル事業の概要」を御覧ください。 　１段階目に、５歳になる幼児全員の保護者にアンケート調査を行い、また、園にもアンケート調査に回答していただきます。アンケートの結果を踏まえて必要時、園に保健師や心理士が巡回し、集団での行動観察を行い、発達に課題があると思われるお子さんをスクリーニングします。 　さらに詳しく発達について確認する幼児を、二段階目の医師の診察を行う集団健診に案内する方法です。

	資料３に戻りまして、「２．事業内容」のこれまでの実際の取組内容について、今年度の一段階目として、モデル園５施設の 129 人にアンケート調査を行い、その中から 34 人が集団健診の対象者となっております。 今年度の二段階目の集団健診は、当総合保健センターにて、９月、10 月の２日間を予定しており、問診から始まり、身体計測、集団場面での行動観察、小児科医の診察、保健指導を実施し、必要な方に専門相談を行う予定でございます。 健診後は、必要に応じて、子育て相談や心理発達相談、教育相談、療育相談、栄養相談などの専門相談につなげる等、モデル園とも結果を共有し、医療・福祉・教育の関係機関とも連携し、フォローしてまいります。 「３．スケジュール」ですが、今年度の今後の予定は、９月・10 月の集団健診に向けて、医師会の御協力のもと、診察に従事する医師のシミュレーションを８月 25 日に実施予定でございます。 12 月には、外部委員を構成員とする検討委員会を実施し、モデル事業の検証を行い、効果的な健診体制の整備に努めてまいります。 来年度はモデル事業を拡大し、令和 10 年度の本格実施に向けて進めてまいります。
事務局	続きまして、資料４（仮称）育児ヘルパー事業について御説明いたします。 こちらは、市長の二期目の公約事業として掲げられておりますが、当課ではこども家庭庁が令和６年度より実施している補助事業の「子育て世代訪問支援事業」として事業の準備を進めているところでございます。 「１．事業の目的」といたしましては、家事や育児に不安や負担を感じている家庭に、支援員（ヘルパーなど）が直接お邪魔して、悩みを聞きながら家事・育児の支援を実施し、保護者の不安や負担を軽減するものでございます。 「２．支援内容」については、家事支援では、食事準備・洗濯・掃除など、育児支援では授乳や沐浴の介助・オムツ交換などを想定しておりますが、具体的な内容については、受託可能性のある事業所から聞き取りを行い、事業を実施している自治体から状況を伺うなど、参考にしながら当市の事業内容を精査検討しているところでございます。 「３．支援対象者（案）」としては、 産後ケアの充実を図る観点から、主に、産後４か月未満の支援を必要とする家庭を想定しております。 そのほか、市の関係機関からの情報提供や、保健師の家庭訪問等において、相談や情報提供があり、特に支援が必要と認められる妊婦や未就学児のいる家庭を想定しております。 「４．事業実施方法」でございますが、外部委託を予定しており、現在、社会福祉法人やＮＰＯ法人、介護事業所など、受託可能性のある団体から聞き取りを行っており、今後、事業者説明会を開催して意向確認を行う方向であります。 「５．訪問支援員の要件」でございますが、市が実施する（又は市が認めた）研修を修了する必要があります。 なお、訪問支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士などの有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等がなることも可能であり、資格要件は問わないという事業でございます。 「６．事業スケジュール」でございますが、10 月頃に育児ヘルパー事業の受託を希望する事業者や、興味のある事業者を対象に説明会を開催する予定でございます。 その後、意向確認を行い、年明けに受託希望者を対象に研修会を開催する予定で

	す。 研修の内容は、事業の目的や支援の実際のほか、子育て支援に関する知識の情報、守秘義務や個人情報の管理、小児の救急救命講習など多岐にわたり、３回ほど予定しておりますが、事業所等において既に実施済みの項目は省略できるなどの対応も考えております。 この研修を経て、市の要件を満たした事業者と契約のうえ、令和９年度の派遣事業開始を目指しております。 事業者説明会の事前案内のチラシを添付してございますので、興味のありそうな団体等がございましたら、是非とも御周知くださいますよう、宜しくお願い致します。 育児ヘルパー事業については以上でございます。
議長	ただいまの説明について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。 無いようでしたら、次の説明をお願いします。
事務局	衛生課から、資料５「飼い主のいない猫対策事業」について御説明いたします。 「１．目的」ですが、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の支援を行うことで、殺処分の多くを占める子猫の出生を抑制し、引取り数及び殺処分数の減少を目指すこと並びに飼い主のいない猫に起因する地域の生活環境悪化の防止を図るものでございます。 「２．事業開始」は、令和７年 10 月から始めておりまして、 「３．事業内容」は、「(1)市による普及啓発事業」、「(2)飼い主のいない猫の不妊去勢手術支援の実施」で、個人ではなく、町内会を対象に実施しているものでございます。 令和７年度の実績は、１団体４頭の申請に対応したところであります。 「４．実施体制」ですが、市は、普及啓発、猫の捕獲、搬出入等を行い、青森県三八支部獣医師会様に不妊去勢手術の実施をお願いしております。 「５．予算」ですが、今年度は 33 万円を計上しております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。 特に無いようですね。
	(3) その他
議長	それでは最後に、議事の３番「その他」といたしまして、委員の皆様から何かございましたらお願いします。 よろしいでしょうか、では事務局の方から何かありますか。
事務局	先ほど御指摘のあった保健所業務概要の数値について確認できましたので、お知らせします。48 ページをお開きください。 中学生ピロリ菌検査の令和５年度、二次検査の陰性人数のところですが、428 人ではなく、28 人の間違いでしたので、訂正をお願いいたします。 御指摘いただきましてありがとうございました。
事務局	もう１点、事務局からお知らせでございます。 当協議会の開催でございますが、例年、年度末にも開催しております。 次回の日程につきましては、また後ほど調整させていただき、決定次第お知らせしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。
議長	それでは、これをもちまして議事を終了し、司会の方へ進行をお返ししたいと思います。御協力ありがとうございました。

司会	奥寺会長、ありがとうございました。 それでは、これをもちまして八戸市地域保健医療対策協議会を閉会いたします。 本日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。